

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年12月18日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第55号

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例

佐賀県屋外広告物条例（昭和39年佐賀県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後																																											
<p>(手数料の減免)</p> <p>第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第1に定める手数料の全部を免除し、又はその一部を減額することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p>				<p>(手数料の減免)</p> <p>第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第1に定める手数料の全部を免除し、又はその一部を減額することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 前各号に掲げる場合のほか、手数料を徴収することが不適當であると認められる広告物又は掲出物件で知事が指定するものを表示し、又は設置するとき。</u></p> <p><u>(管理義務)</u></p> <p>第11条の2 <u>広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</u></p>																																											
<p>別表第1（第10条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>6 はり札</td> <td>略</td> <td>1枚、1個、</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>7 前各号に掲げる以外の広告物</td> <td>10.0平方メートル以上 20.0平方メートル未満</td> <td>1件又は1基</td> <td>3,200</td> </tr> <tr> <td>8 広告板、 広告塔その</td> <td>20.0平方メートル以上 30.0平方メートル未満</td> <td></td> <td>5,500</td> </tr> </tbody> </table>				種類	区分	単位	金額（円）	略				6 はり札	略	1枚、1個、	略	7 前各号に掲げる以外の広告物	10.0平方メートル以上 20.0平方メートル未満	1件又は1基	3,200	8 広告板、 広告塔その	20.0平方メートル以上 30.0平方メートル未満		5,500	<p>別表第1（第10条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>6 はり札</td> <td>略</td> <td>1枚、1個、</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>7 前各号に掲げる以外の広告物</td> <td>10.0平方メートル以上 20.0平方メートル未満</td> <td>1件又は1基</td> <td>3,200 <u>(2,000)</u></td> </tr> <tr> <td>8 広告板、 広告塔その</td> <td>20.0平方メートル以上 30.0平方メートル未満</td> <td></td> <td>5,500 <u>(2,700)</u></td> </tr> </tbody> </table>				種類	区分	単位	金額（円）	略				6 はり札	略	1枚、1個、	略	7 前各号に掲げる以外の広告物	10.0平方メートル以上 20.0平方メートル未満	1件又は1基	3,200 <u>(2,000)</u>	8 広告板、 広告塔その	20.0平方メートル以上 30.0平方メートル未満		5,500 <u>(2,700)</u>
種類	区分	単位	金額（円）																																												
略																																															
6 はり札	略	1枚、1個、	略																																												
7 前各号に掲げる以外の広告物	10.0平方メートル以上 20.0平方メートル未満	1件又は1基	3,200																																												
8 広告板、 広告塔その	20.0平方メートル以上 30.0平方メートル未満		5,500																																												
種類	区分	単位	金額（円）																																												
略																																															
6 はり札	略	1枚、1個、	略																																												
7 前各号に掲げる以外の広告物	10.0平方メートル以上 20.0平方メートル未満	1件又は1基	3,200 <u>(2,000)</u>																																												
8 広告板、 広告塔その	20.0平方メートル以上 30.0平方メートル未満		5,500 <u>(2,700)</u>																																												

改正前				改正後			
他の広告物 を表示する ために設置 される物件	30.0平方メートル以上 40.0平方メートル未満		7,600	他の広告物 を表示する ために設置 される物件	30.0平方メートル以上 40.0平方メートル未満		7,600 (3,400)
	40.0平方メートル以上 50.0平方メートル未満		9,800		40.0平方メートル以上 50.0平方メートル未満		9,800 (4,100)
	50.0平方メートル以上 については、50.0平方 メートルを9,800円と し、50.0平方メートル に1平方メートルを増 すごとに		340		50.0平方メートル以上 については、50.0平方 メートルを9,800円(4,100円)とし、50.0 平方メートルに1平方 メートルを増すごとに		340 (60)
(注) 1 略 2 <u>許可期間が1年を超える場合は、1年(1年未満の場合は、1年とする。)につき、この表に定める額に5割を加算する。</u>				(注) 1 略 2 <u>区分及び金額欄の()は、第8条第2項に規定する許可(知事が別に定めるものを除く。)を受けようとする場合に適用する。</u>			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐賀県屋外広告物条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請に係る手数料について適用し、同日前行われた申請に係る手数料については、なお従前の例による。